

緑の保全・創造に向けた新たな税制案と市民意見 募集について

本年 8 月の横浜市税制研究会からの最終報告を受け、市民アンケートなどを実施しながら、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制について検討してまいりました。

新たな税制に関する検討案についてご報告するとともに、広く市民からの意見又は提案を求めるための市民意見募集の実施についてご報告します。

なお、市民意見募集の実施結果につきましては、後日、とりまとまりしだいでご報告します。

1 新たな税制案について

検 討 案	<参考> 税制研究会の最終報告 市民アンケート結果
<p>【課税手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）を着実に推進し、緑豊かな環境を次世代に継承していくため、各年度の財政状況にかかわらず安定した財源の確保が必要。 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の各施策にかかる事業費は、横浜市に固有の財政需要であり、その受益は、市民である個人・法人に広く及ぶことから、市民税（個人・法人）均等割超過課税によって、市民の皆様幅広く・薄く負担をお願いしていきます。 <p><参考></p> <p>法定外税については、環境汚染物質の排出対策などと異なり、緑を減少させること自体を原因にした税負担を求めることが可能かなどの課題があり、導入を見送ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 強力な開発圧力にさらされている横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶことから、課税手法としては市民税均等割超過課税が適当。 (最終報告書 9～11 頁)
<p>【使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜みどりアップ計画の新規・拡充 22 施策 42 事業を実施するには、新たに年約 38 億円の一般財源が必要。 そのうち、 <ol style="list-style-type: none"> ① 確実な担保（公有地化等）等樹林地・農地の保全 ② 身近な緑化の推進 ③ 維持管理の充実による緑の質の向上 ④ ボランティアなど市民参画・協働の促進 につながる 16 施策 31 事業（一般財源増嵩分約 32 億円）を市民税均等割超過課税によって実施していきます。 <p><参考></p> <p>施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業（11 事業）については新たな税制の使途から除外し、既存財源からの捻出などの工夫によって対応していきます。</p> <p>（別紙 1 参照）</p> <p>（なお、拡充事業にかかる既存事業費については、20 年度予算額をベースに確保）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新税の使途は、公有地化や維持管理支援、緑化、ボランティアなど市民参画につながる取組に充てていくことが考えられる。 個人の所得保障や特定産業の個別支援につながるものは、新税の使途としては、市民の理解がえられにくいのではないかと考えられる。 (最終報告書 12 頁) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民アンケートの結果 (新たな税負担の使途：上位3施策) (個人) ①緑化の推進 ②樹林地の維持管理推進 ③樹林地の継続保有の促進 (法人) ①緑化の推進 ②樹林地の継続保有の促進 ③農地の継続保有の促進</p> </div>

検 討 案	<参考> 税制研究会の最終報告 市民アンケート結果												
<p>【税率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途を限定し、一部事業を新たな税負担以外の工夫によって対応することで、次のとおり税率を設定します。 <p>市民税(個人・法人)均等割超過課税の税率</p> <p>①税率</p> <p>個人 1,100円 法人 現行の年間均等割額の11%相当額 (5,500円～330,000円)</p> <p>※ 個人・法人間の負担割合は、所得課税分を含めた個人、法人の負担増加率が同程度となるように設定</p> <p>②納税義務者数</p> <p>個人 約181万人 法人 約95,000社</p> <p>③税収規模</p> <p>約32億円(平年度)(個人約20億円 法人約12億円)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><参考>非課税者</p> <table border="0"> <tr> <td>65歳以上年金収入(単身世帯)</td> <td>収入金額</td> <td>155万円以下</td> </tr> <tr> <td>〃 (夫婦世帯)</td> <td>収入金額</td> <td>211万円以下</td> </tr> <tr> <td>単身の給与所得者</td> <td>収入金額</td> <td>100万円以下</td> </tr> <tr> <td>夫婦子2人の給与所得者</td> <td>収入金額</td> <td>256万円未満</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">【平成20年10月17日現在】</p> </div>	65歳以上年金収入(単身世帯)	収入金額	155万円以下	〃 (夫婦世帯)	収入金額	211万円以下	単身の給与所得者	収入金額	100万円以下	夫婦子2人の給与所得者	収入金額	256万円未満	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税率は、事業内容・事業費を更に精査し、更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準を導き出すべき。 (最終報告書12～13頁) ・ 個人・法人間の負担割合については、所得課税分も含めて、個人、法人の負担増加率を同程度としていくことが適当。 (最終報告書13頁) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市民アンケートの結果</p> <p>(個人)</p> <p>①負担してもよい(1,300円) 45%</p> <p>②金額によって負担してもよい 34% (うち最多は、1,000円～1,300円)</p> <p>(法人)</p> <p>①負担してもよい(13%) 29%</p> <p>②割合によって負担してもよい 38% (うち最多は、5%～10%)</p> </div>
65歳以上年金収入(単身世帯)	収入金額	155万円以下											
〃 (夫婦世帯)	収入金額	211万円以下											
単身の給与所得者	収入金額	100万円以下											
夫婦子2人の給与所得者	収入金額	256万円未満											
<p>【課税期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度から5年間 <p>(個人) 平成21年度分から平成25年度分まで (法人) 平成21年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する事業年度分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的。 (最終報告書13～14頁) 												

検 討 案	<参考> 税制研究会の最終報告 市民アンケート結果
<p>【用途の明確化と検証】（詳細は、現在、環境創造局において検討中）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民税均等割超過課税分の用途や活用状況について、市民の皆さまに明確に示すことができるように、超過課税による税収分を管理する基金及び横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の事業全体を対象にした特別会計の設置を検討します。 あわせて、超過課税による税収を充当する事業について検証や提言などを行う「市民参加の組織」を設置します。 <p>【市民参加の組織】 事業効果の検証や施策への提言を行っていく市民、関係団体、有識者等からなる組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たな税収の受け皿として基金を設置するとともに、事業効果の検証に向け、市民参加の組織を設けていくべき。 （最終報告書 17～18 頁）
<p>【税負担の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された市民の森、緑地保存地区等に対して行っている固定資産税・都市計画税の減免措置について、広く制度の周知を進め、対象の拡大を図っていきます。 新たに、次に2つの軽減措置を行っていきます。 （詳細は、現在、環境創造局において検討中） <p>① 緑化認定証の交付を受けた建築物敷地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置</p> <p>（対 象） 緑化協議や緑化地域制度に伴う緑化基準を 超えて5%以上の上乗せ緑化を行ったこと により緑化認定証の交付を受けた建築物の敷地 (500㎡以上)</p> <p>（条 件） 緑化部分全体を10年間存続させる契約を本 市と締結しているもの</p> <p>（軽減額） 上乗せ緑化部分に相当する税額の1/4</p> <p>② 農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置</p> <p>（対 象） 農家の敷地内等にある農業用施設用地 （宅地課税となるため、敷地外にある一般の） 農業用施設用地と比較して税負担が高い</p> <p>（条 件） 所有農地等を10年以上耕作し、当該農業用 施設用地を10年以上継続して利用する契約を 本市と締結しているもの</p> <p>（軽減額） 一般の農業用施設用地の税額との差額相当分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税の減免を行っている「市民の森」や「緑地保存地区」の制度等について、広く周知を進め、指定拡大につなげていくことが必要。 （最終報告書 15～16 頁） 身近な緑化の促進に向け、税の軽減措置を導入していくことが考えられる。 （最終報告書 16 頁）

横浜みどりアップ計画関連	<参考> 税制研究会の最終報告
<p>【横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の具体的目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜みどりアップ計画によって <ul style="list-style-type: none"> ① 樹林地を守る ② 農地を守る ③ 緑をつくる <p>の3つの分野でそれぞれの具体的目標達成を目指します。</p> <p>（別紙2参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の実施によって5年後にどのような効果が得られるのか、市民に対してわかりやすく説明できるよう工夫を重ねることが重要。 （最終報告書5頁）

市民税均等割超過課税の用途について

別紙1

<考え方>

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）のうち、①確実な担保（公有地化等）等樹林地・農地の保全、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実による緑の質の向上、④ボランティアなど市民参画・協働の促進につながる事業に超過課税による税収を充てていきます。この結果、事業費の必要な22施策42事業のうち、16施策31事業に超過課税による税収を充当することとなります。

<参考>

施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業（11事業）については超過課税の用途から除外し、既存財源からの捻出などの工夫によって対応していきます。（単位：億円）

施策	事業名	5か年 事業費	単年度 事業費 (平均) (注1)	うち 一般財源		
				H20増嵩額 (注2)	超過課税 の用途	その他財源 (注3)
1 樹林地を守る(8施策)	(19事業)					
安全・明るい森づくり	緑地再生・管理事業	40.6	8.1	6.5	6.5	
	緑地防災・安全対策事業					
	市民協働による緑地維持管理事業					
森の守り人の育成	森づくりマイスター等育成事業	0.8	0.2	0.2	0.2	
	愛護団体活動アップ支援事業					
	森づくりボランティア活動助成事業					
森の楽しみづくり	景観の森・生き物の森事業	1.6	0.3	0.3	0.3	
	森の中のプレイパーク事業					
	森の収穫物体験事業					
	里山ライフ体験事業					
	健康の森体験事業					
	横浜の森の自然・生き物情報発信事業					
森づくり市民提案制度の創設	みどりの夢かなえます事業	0.5	0.1	0.1	0.1	
森の資源循環促進	間伐材資源循環事業	0.9	0.2	0.2	0.2	
	間伐材活用クラフト作成事業					
ウェルカムセンター等の整備	愛護会、森づくりボランティア活動拠点整備事業	3.8	0.8	0.8		0.8
	ウェルカムセンター整備事業					
森林教室等の開講	森の恵み塾事業	0.9	0.2	0.2	0.2	
緑地保全制度等の拡充	特別緑地保全地区指定等拡充事業	440.8	88.2	10.3	10.3	
2 農地を守る(11施策)	(16事業)					
生産緑地制度等の活用	農園付公園整備事業	7.5	1.5	1.5	1.5	
地産地消の推進	共同直売所の設置支援事業	2.0	0.4	0.4		0.4
	収穫体験農園の開設支援事業	2.9	0.6	0.6	0.6	
施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	施設の省エネルギー化推進事業	3.7	0.7	0.7		0.7
	生産用機械のリース方式による導入事業					
田園景観や水田の保全対策	集团的農地の維持管理奨励事業	1.2	0.2	0.2		0.2
	水田保全契約奨励事業	0.8	0.2	0.2	0.2	
生産基盤整備の拡充	かんがい施設整備事業	1.9	0.4	0.4		0.4
不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	不法投棄対策事業	3.9	0.8	0.8	0.8	
	環境配慮型施設整備事業					
機械作業の受託組織の育成	機械作業受託組織育成事業	0.6	0.1	0.1		0.1
コーディネーターの活用	担い手コーディネーター育成・派遣事業	0.4	0.1	0.1		0.1
農業後継者・横浜型担い手育成	農業後継者・横浜型担い手育成事業	0.9	0.2	0.2		0.2
農地の貸し手への支援	農地貸付促進事業	0.7	0.1	0.1	0.1	
公的機関による買取及びあっせん	市民農園用地取得事業	30.5	6.1	6.1	6.1	
	農地流動化促進事業					
3 緑をつくる(3施策)	(7事業)					
地域緑のまちづくり	地域緑化計画策定事業	23.6	4.7	3.4	3.4	
	民有地地域緑化助成事業					
	公共施設地域緑化事業					
公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地緑化助成事業	7.5	1.5	3.5	3.5	3.5
	公共施設緑化事業					
	公共施設緑化管理事業					
街路樹の維持管理	いきいき街路樹事業	7.5	1.5	1.5	1.5	
22施策	42事業	603	121	38	32	6

個人 1,100円
法人 11%

既存財源からの
捻出などの
工夫で対応

(注1) 5か年分を単純に5分割したもので、実際の各年度の事業費は、年度ごと事業ごとに増減します。

(注2) 「一般財源H20増嵩額」は、事業費の財源構成が年度によって異なることから、過去の実績値を参考に、一般財源を3分の1と設定し、試算したものです。

(注3) 市民税均等割超過課税の用途から除外する事業については、既存財源からの捻出などの工夫により推進を図ります。

横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)により、3つの分野で目標達成を目指します！

～ 緑地の保全施策と緑を増加させる施策を組み合わせることで、横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引継ぎます。 ～

1 樹林地を守る

【達成目標】

緑地保全制度による指定を5か年で大幅に拡大（現在の約830haから約2倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約2,830haのうち約3分の2を保全することを目指します。また、保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進めます。

- (1) 緑地保全制度の拡充により地区指定を拡大し、土地所有者が持ち続けられるよう支援するとともに、相続等やむを得ない場合には公有地化することで、樹林地を保全していきます。
 - 緑地保全制度等の拡充（指定拡大とやむを得ない場合の買取り）
・・・ 440.8億円
- (2) 適切な維持管理により手入れが行き届かない樹林を明るく安全な森として再生させるとともに、その利活用を促進します。
 - 安全・明るい森づくり、森の楽しみづくり、森の資源循環促進
・・・ 43.1億円
- (3) ボランティアの育成などにより市民協働による森づくりを進めます。
 - 森づくり市民提案制度の創設、森林教室等の開催、森の守り人の育成
・・・ 2.2億円
- (4) その他
 - ウェルカムセンター等の整備
・・・ 3.8億円

2 農地を守る

【達成目標】

農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、約50haの農地の保全を図ります。また、市民農園整備等により農への市民参加を進めます。

- (1) 維持継続できるよう支援を行うことで、農地保全を図ります。
 - 水田保全契約奨励事業、不法投機対策・周辺環境に配慮した生産環境整備、収穫体験農園の開設支援事業、農地の貸し手への支援
・・・ 8.3億円
- (2) 農園付公園の整備等を進めるとともに、相続等不測の事態にはあっせんや公有地化をすることで、農地保全を図ります。
 - 生産緑地制度等の活用（生産緑地制度の活用及び借地公園制度による農園付公園の整備）、公的機関による買取及びあっせん
・・・ 38.0億円
- (3) その他
 - 集团的農地の維持管理奨励事業、生産基盤設備の拡充、共同直売所の設置支援事業、施設の省エネルギー化の推進・生産用機械のリース方式による導入、機械作業の受託組織の育成、担い手コーディネーター育成・派遣事業、農業後継者・横浜型担い手育成
・・・ 10.7億円

3 緑をつくる

【達成目標】

市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（生垣設置約 1km、公共施設緑化約 10ha など）します。

- (1) 市民協働による地域ぐるみの緑化を進めるため、地域の緑化計画の策定とこれに基づく緑化の取組に支援を行います。
 - 地域緑のまちづくり . . . 23.6 億円
- (2) 幼稚園などの園庭の芝生化や屋上緑化等により、民有地や公共施設の緑化を拡大します。
 - 民有地緑化助成事業、公共施設緑化事業、街路樹の維持管理 . . . 15.0 億円
- (3) その他
 - 公共施設緑化管理事業 . . . 17.5 億円

※ 事業量及び金額は5か年の総計です。実際の事業費は、年度ごとに増減があります。

2 市民意見募集

(1) 目的

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案に対し、広く市民からの意見又は提案を求めるために、市民意見募集を実施します。

(2) 実施方法

ア 実施期間

平成20年10月18日（土）から11月9日（日）までの23日間

イ 公表・周知方法

- (ア) 区役所、市民情報センター、行政運営調整局、環境創造局において、新たな税制案を公表
- (イ) 本市ホームページに新たな税制案を掲載
- (ウ) 周知用の広報紙（タブロイド版）を作成し、市内PRボックス、緑化関係イベント（市内11会場）等で配布
- (エ) 新聞に意見募集に関する広告を掲載
- (オ) 地域の団体、集会、会合への出張説明会の開催等

ウ 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールによる送付、または直接持参

エ 実施結果の公表

平成20年11月に、提出された市民意見の概要及び市民意見に対する市の考えについて、税制案の公表場所及びホームページで公表します。

なお、市民意見募集の実施結果につきましては、後日、とりまとまりしだいご報告します。

(3) 市民意見募集に付する市の税制案

「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の推進に向けた新たな税制案について」（別紙3のとおり）

ア 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の概要

イ 横浜市税制研究会の最終報告と市民アンケート結果の概要

ウ 新たな税制案について

（ア）課税方式

市民税（個人・法人）均等割超過課税方式

（イ）使途

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）に掲げる22施策42事業（新たに年約38億円の一般財源が必要）のうち、16施策31事業（約32億円分）

（ウ）税率

個人 年間 1,100円

法人 現行の年間均等割額の11%相当額
（資本金等の規模により5,500～330,000円）

※ 税収の規模

約32億円（平年度） （個人 約20億円 法人 約12億円）

（エ）実施期間

平成21年度から5年間

（オ）使途の明確化と検証

（カ）固定資産税等の軽減措置

**横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)
の推進に向けた新たな税制案について**

平成 20 年 10 月

横 浜 市

目 次

- I 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の概要について・・・1
 - 1 横浜の緑の現状
 - 2 緑減少の原因・課題と緑に対する市民意識
 - 3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）
 - 4 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）の具体的達成目標
 - 5 施策に必要な費用（事業費）

- II 横浜市税制研究会の最終報告と市民意識調査結果について・・・・・・11
 - 1 横浜市税制研究会最終報告の主な内容について
 - 2 横浜の緑の保全・創造施策と財源確保に関する市民意識調査（アンケート）

- III 新たな税制案について・・・・・・・・・16
 - 1 税制度の概要
 - 2 使途の明確化と検証
 - 3 固定資産税等の軽減措置

- IV 新たな税制案に対するご意見をお寄せください・・・・・・・・・21
 - 1 実施期間
 - 2 新たな税制案の閲覧場所
 - 3 意見の提出方法
 - 4 意見結果の公表

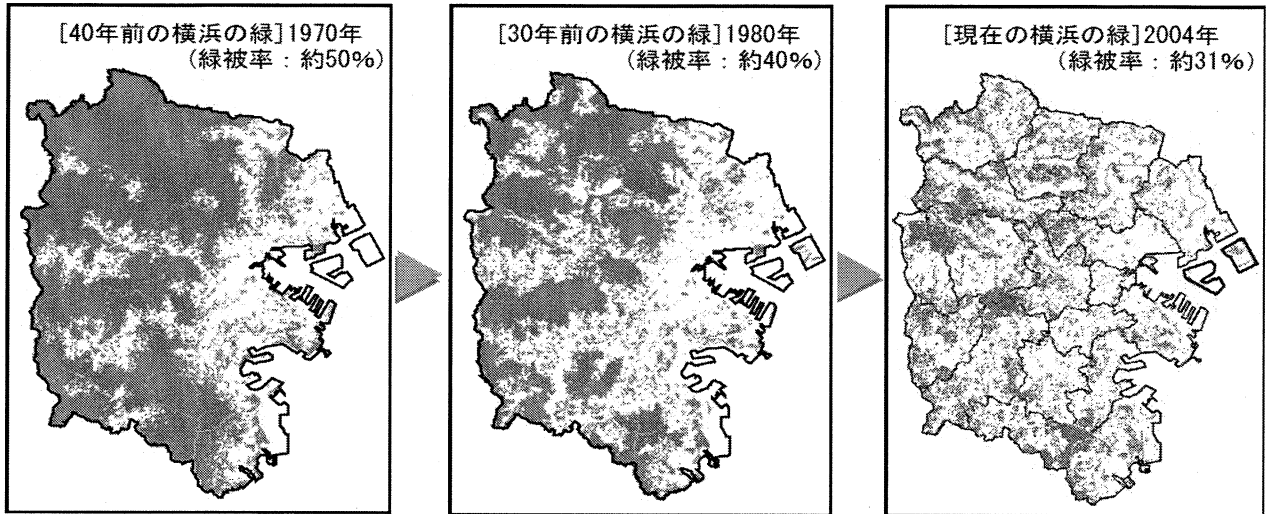
I 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）の概要について

1 横浜の緑の現状 ～横浜の緑がピンチです！～

緑の総量を表す緑被率は、大きく減少してきました。

緑の減少

横浜市では、緑（山林・農地）が急激に減少しており、毎年日産スタジアム15.5個分（約100ha）の緑が失われています。

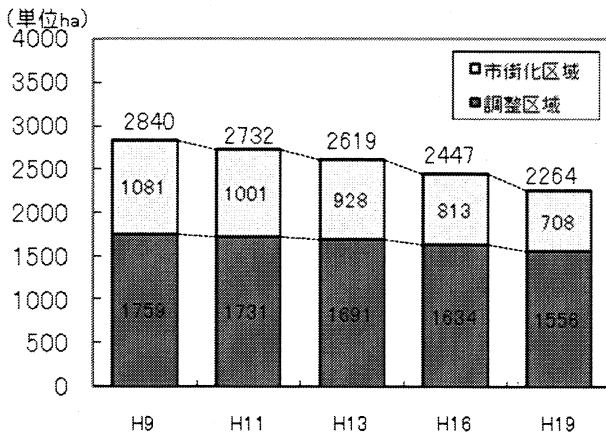


※ 緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、概ねの傾向をお示ししたものです。

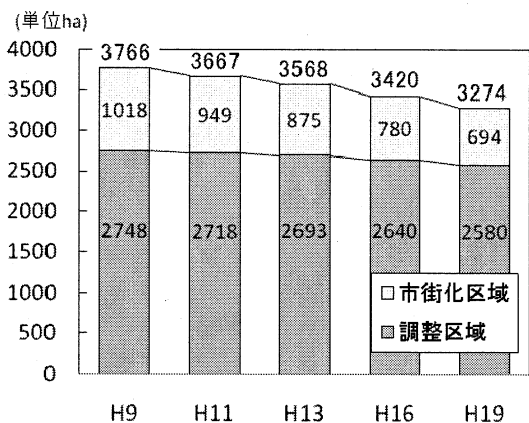
国土交通省の資料によると、「緑の十分な機能発揮という観点からは、緑の総量として、水面も含めて、緑被率で30～40%程度を確保することが一つの目安であると考えられ」とされています。

(国土交通省「公園緑地と水循環」から)

山林の面積推移



農地の面積推移



※ 固定資産概要調書等をもとに集計（農地については市街化区域農地、生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計）

2 緑減少の原因・課題と緑に対する市民意識

(1) 緑減少の原因・課題 ～土地所有者の大きな負担～

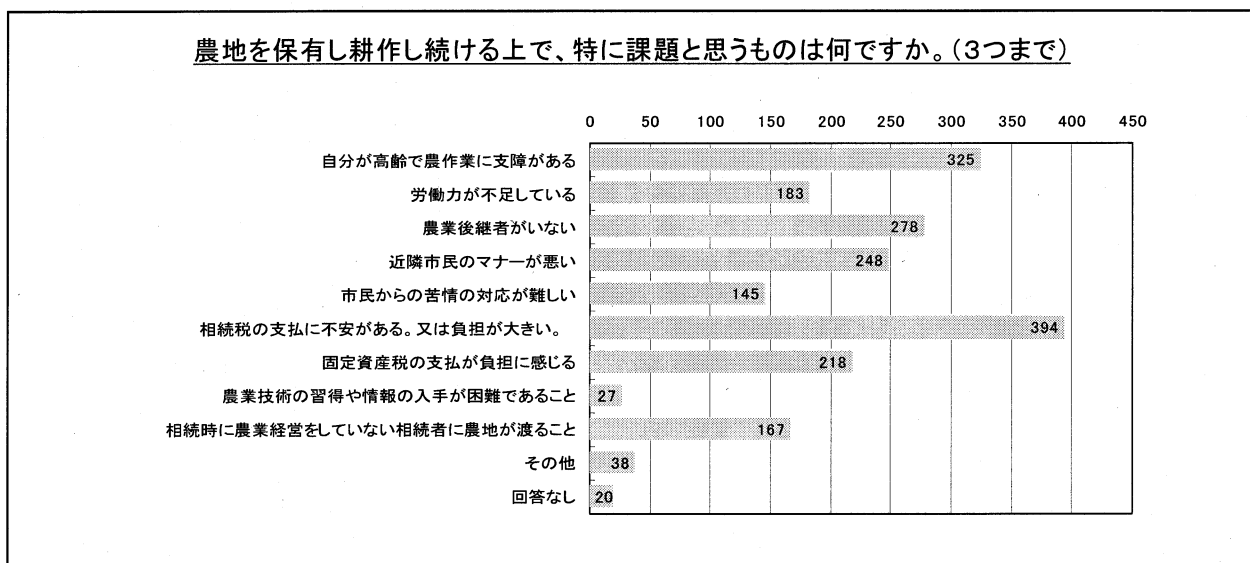
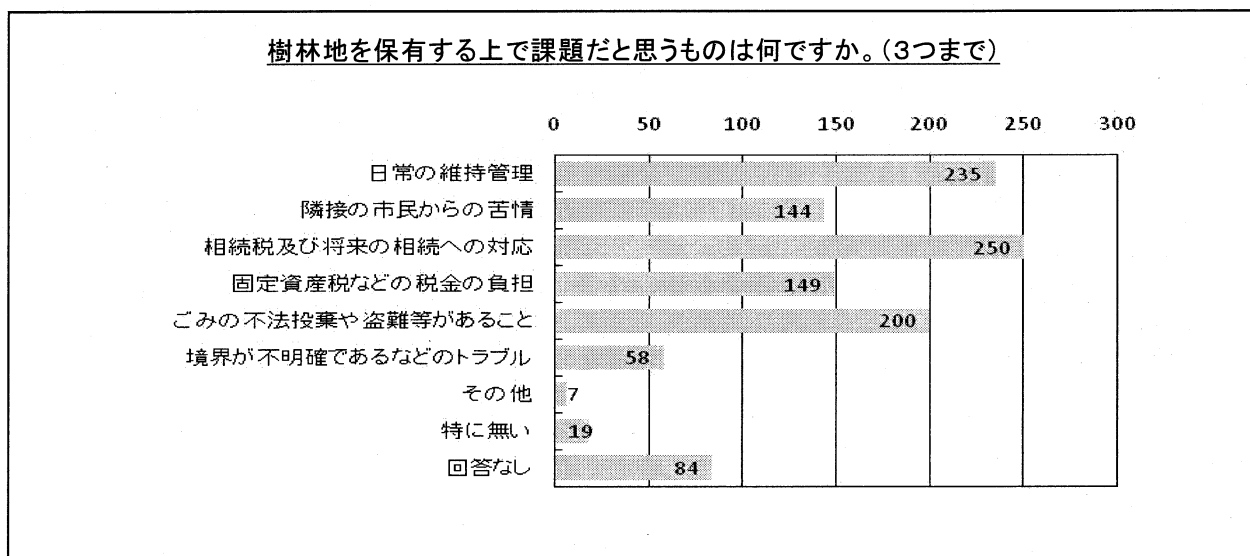
横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難となっています。

平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上での大きな課題となっています。

また、農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

◆市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート調査(平成19年9月)

(対象：1,828人、回収数：774通(回答率42.3%))



(2) 緑に対する市民意識調査の結果 ～緑に対する高い市民意識～

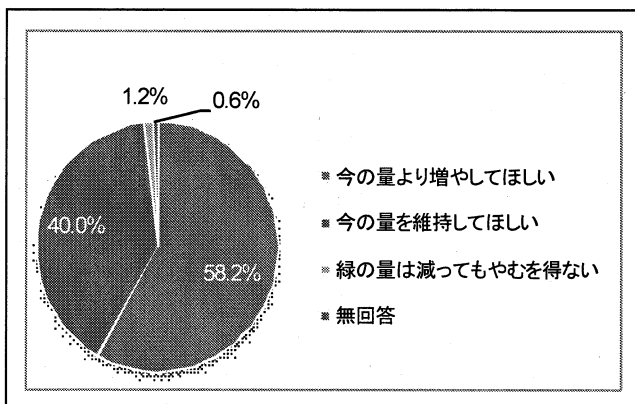
平成20年5月に、市民1万人を対象としたアンケート（「横浜の緑に関する市民意識調査」）を実施したところ、緑の総量を維持または向上してほしいと考える方が大半を占める一方、緑の多くが民有地に依存していることはあまり知られていませんでした。

こういった緑を守るために横浜市が買取りを進めることについては、「できるだけ持ち続けられるよう支援を行い、やむを得ない場合に限り買い取る」が約半数を占めるとともに、緑を守るための新たな負担については、「必要性はよく理解できる」「使いみちや負担額によっては理解できる」「使いみちや負担額にもよるが、ある程度理解できる」と回答した方の合計が約68%となっています。

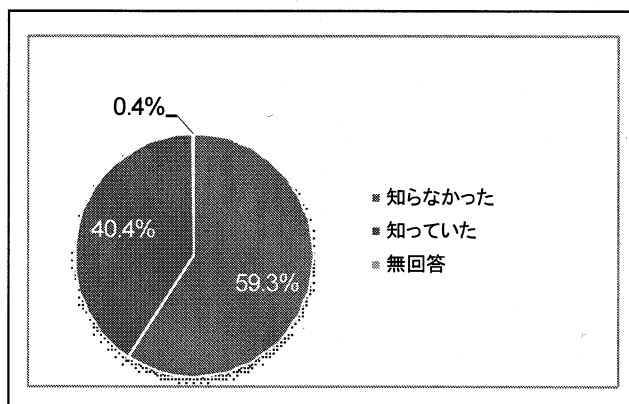
◆横浜の緑に関する意識調査(平成20年5月)

(対象:10,000人、回収数:4,171通(回収率41.7%))

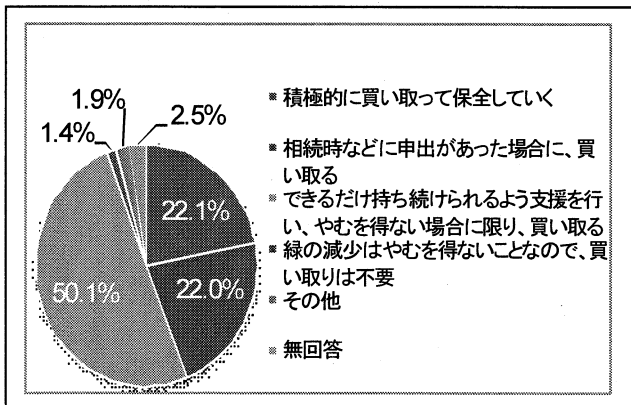
横浜市全体の緑の総量について



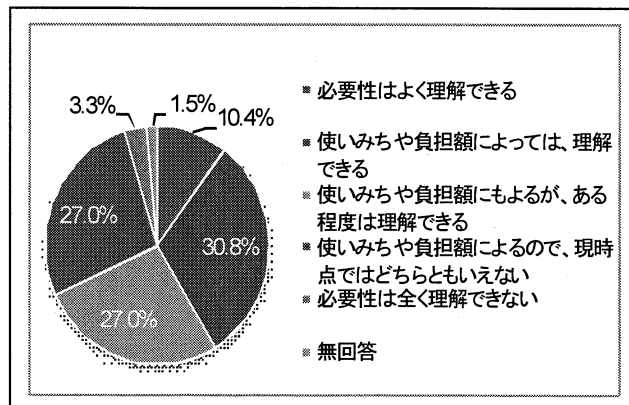
緑の多くは民有地であり、所有者の負担が大きいことについて



緑を保全するために横浜市が買取りをすすめることについて



緑を守るための新たな負担について



3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）

（1）施策体系

横浜みどりアップ計画は、横浜の都市の魅力を高めるとともに、市民の潤いのある生活空間を創出し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことを目指す計画です。

横浜市環境創造審議会や農政施策検討会からの提言、各種アンケートやシンポジウム等により把握した市民や土地所有者の意見等を踏まえ、樹林地を守る、農地を守る、緑をつくるの各分野について新規・拡充施策の充実を図り、平成20年7月に素案としてとりまとめました。

緑地の保全施策と緑を増加させる施策を組み合わせ、これを着実に実施することで、緑の質の向上と総量の確保の両面から、緑豊かな潤いのある都市横浜を実現していきます。




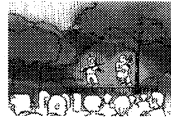
(2) 具体的施策


現時点で検討している新規・拡充施策は、次のとおりです。

※ 表のうち、網掛けの部分を除いたものが、後ほどご説明する「新たな税制案」の使途として、現在、検討している施策内容です。


なお、それ以外の網掛けのされた施策については、既存財源からの捻出などの工夫により推進を図ります。

(1) 樹林地を守る施策（平成21年度～25年度事業費合計） <約490億円>

	施策内容	
継続保有の促進 (できるだけ持ち続けてもらう)	<p>●緑地保全制度等の拡充 特別緑地保全地区や源流の森の指定面積要件を「5,000㎡以上」から「1,000㎡以上」へ引き下げるとともに、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者と市が公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる「市民緑地」や所有者と市が協定を締結することにより管理負担の軽減や相続時の評価減が図れる「管理協定」の導入を図ります。</p>	
	<p>●篤志の奨励制度 公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置するなど、顕彰する制度を進めます。</p>	
維持管理推進 (安心して持ち続けてもらう)	<p>●安全・明るい森づくり 手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため、間伐や整備などを行うとともに、危険斜面の整備等防災、安全対策を推進します。また、協働により緑地管理計画を策定し、市民協働による樹林地管理を進めます。</p>	
	<p>●森の守り人の育成 市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行う愛護団体等への活動支援を拡充します。</p>	
利活用促進 (里山を活かした楽しみと資源の活用)	<p>●森の楽しみづくり 保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような様々な利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森、森の中のプレイパーク、森の収穫物体験、里山体験などです。</p>	
	<p>●森づくり市民提案制度の創設 森づくりに特化した市民提案制度を創設し、市民協働による樹林地の維持管理を推進します。</p>	
	<p>●森の資源循環促進 森林管理で生じたせん定枝や間伐材等、貴重な資源を活かし、利活用を図ります。また、間伐材からクラフト素材を作成し、ウェルカムセンター等でクラフト作成ワークショップ等を開催します。</p>	
	<p>●ウェルカムセンター等の整備 森づくりボランティアや愛護会活動を活性化するための活動拠点の機能も備えたウェルカムセンターを設置し、市民が森を利用しやすい環境をつくるとともに、森のボランティア活動に対する市民の理解と参加を促します。</p>	

	<p>●森林教室等の開講 樹林地保全に関心のある市民を対象に、「北の森」「南の森」拠点等を活用し、区役所等と連携した体験学習、出前講座等、樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。</p>	
<p>確実な担保 (いざという時の買取りなど)</p>	<p>●緑地保全制度等の拡充 緑地保全制度の適用対象面積の引下げや新たな制度の導入等を検討します。また、緑地保全制度を土地所有者に重点的に周知することで、地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、相続等不測の事態に対応した買取りを行います。</p> <p>●よこはま協働の森基金制度の見直し 市民が自主的に集めた資金と基金からの搬出金を合わせて、身近な小規模樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度のあり方を検討するとともに、より活用される制度とするため、適用条件の緩和等を図ります。</p> <p>●国への制度要望 相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。</p>	

(2) 農地を守る施策 (平成21年度～25年度事業費合計) <約57億円>

	施策内容	
<p>継続保有の促進 (できるだけ持ち続けてもらう)</p>	<p>●生産緑地制度等の活用 市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用することで、指定拡大を図ります。 また、借地公園制度を活用して分区園を主体とする都市公園(農園つき公園)を整備することにより、大部分を農地の形態のままでも保全活用を図ります。</p>	
<p>農業振興 (地産地消などに着目した農業振興策)</p>	<p>●地産地消の推進 多機能型の共同直売所の整備に際し、支援を行います。 また、市民に手軽な農体験の場を提供するため、収穫体験農園の新規開設を支援します。</p>	
<p>農地保全 (周辺環境との調和と生産性向上)</p>	<p>●田園景観や水田の保全対策 農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの多面的機能を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に対し支援を行うことで、遊休農地発生予防と景観保全を図ります。 あわせて、水田を保全するための支援も行います。</p> <p>●生産基盤整備の拡充 農地の安定的利用に効果のある畑地かんがい施設について、防災協力農地への登録を条件に、面積要件を緩和し、小規模集団農地への整備を可能とします。</p> <p>●不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備 農業専用地区など、夜間人通りの少ない集団農地で多発している不法投棄を予防するため、不法投棄予防設備を設置するとともに、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、農薬飛散、臭い、野焼きなど、農業活動に伴い生じる周辺住民とのトラブルを軽減するため、必要な資機材等の導入支援を行います。</p>	